

第162回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和3年3月24日 午後2時30分から

会場 市役所3階 第4会議室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹
説明者 新型コロナウイルスワクチン接種対策室対策担当係長 山口 陽
新型コロナウイルスワクチン接種対策室対策担当主任 早田 大亮
子育て支援課長 山本 俊彰 子育て支援課子育て支援係長 中島 慶亮

【石居会長】 それでは、これから第162回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まずは配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 では、早速始めたいと思います。

(説明者入室)

【石居会長】 それでは、次第の(2)となりますが、国立市個人情報保護条例第11条及び第12条第1項ただし書の規定に基づく諮問として、新型コロナウイルスワクチンに係る臨時の予防接種の実施に伴い、国が新たに整備するワクチン接種記録システムを利用するに当たって、①新しいワクチン接種記録システムの利用開始に伴い、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを作成すること、そして、①により作成した個人情報ファイルをLGWAN回線を経由して当該システムのデータベースに登録し、他の市町村に提出することについて、まずは担当課からの御説明をお願いいたします。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 (自己紹介)

それでは、ワクチン接種記録システム利用に伴う個人情報ファイルの取扱いについて御説明いたします。新型コロナウイルスワクチンに係る臨時の予防接種実施に伴いまして、国は新たに整備するワクチン接種記録システムを利用することを各自治体に要請しております。それでは、資料に従いまして説明をさせていただければと思います。資料1-2の1ページを御覧ください。ワクチン接種記録システム利用に伴う個人情報ファイルの取扱いについて。

今回、1. 事業の概要についてですが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、総力を挙げてその対策に取り組み、併せて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、各国で開発が進められておりまして、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会におきまして、円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされております。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に当たっては、当面、確保できるワクチンの量に限りがありまして、その供給も順次行われる見通しであること、接種に用いるワクチンは新たな技術を活用して開発がされており、特殊な流通方法が必要であること等から、ワクチンの供給量及び性質に

応じて効率的に接種できる体制を構築し、ワクチン接種事業を実施する必要があります。

図1の事業イメージを御覧ください。図の右下に予防接種の実施と記載がありますが、市町村が実施主体となる予防接種事業が今回の諮問対象となる事業となります。

続きまして、資料1-2の2ページを御覧ください。予防接種事業の法的根拠を記載しております。2の①で今般の新型コロナワクチンの接種に関する事務は、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するものとなります。なお、当該事務の区分は、予防接種法第29条の規定によりまして、第1号法定受託事務とされております。

続きまして、3の今回の諮問範囲についてですが、今回、実施いたします予防接種事業のうち、本件の諮問範囲について御説明いたします。諮問の1点目、個人情報ファイルの作成についてですが、図2の関連システム概要を御覧ください。図の右上の黒い太線で囲まれた範囲が、今回新たに構築するワクチン接種の記録システムとなります。ワクチン接種記録システム内の破線で囲まれた枠内の接種記録データベースに個人情報ファイルを保有することとなります。

続きまして②、諮問の2点目、個人情報ファイルの提供に係る部分についてですが、図2、関連システム概要の図の左上を御覧ください。破線で囲まれた枠内に各自治体システムと記載がありますが、各市町村が保有する住民基本台帳に関する情報及び予防接種台帳に関する情報をデータで出力しまして、L GWAN ネットワーク経由で接種記録データベースに情報を登録いたします。登録した情報は、他の市区町村において接種履歴の確認のために提供されることから、個人情報保護条例第12条第1項の有機的結合等に該当するため、同条同項のただし書に基づき諮問いたします。

3ページを御覧ください。図3、ワクチン接種記録システム接種記録データベース概要の図を御覧ください。ワクチン接種記録システム内に破線で囲まれました接種記録データベースがあります。接種記録データベースは市区町村ごとに論理的に区分されておりまして、住民基本台帳等の登録、更新は自団体のデータベースに対してのみ処理することができます。他の市区町村はL GWAN ネットワーク経由でワクチン接種記録システムにアクセスしまして、接種券の番号等を基に対象者を特定しまして、接種履歴を参照することとなります。

続きまして、図4の地方公共団体における対応スケジュールを御覧ください。内閣官房、厚生労働省の通知によりまして、令和3年3月よりワクチン接種記録システムの運用開始に伴うファイルのアップロードテスト等を実施しまして、令和3年4月12日の週よりワクチン接種記録システムの運用を開始する予定となっております。このため、運用開始の1週間前である4月5日までに住民基本台帳等のデータを、新たなワクチン接種記録システムへ登録することを市区町村に対して要請しております。

続きまして、ワクチン接種記録システムを利用しました事務の概要について御説明いたします。4. ワクチン接種記録システムを利用した予防接種事務の概要についてですが、まず①、市区町村の基幹系のシステムより出力しましたワクチン接種対象者の氏名、接種券番号等の本人情報をワクチン接種記録システムに登録いたします。

②ワクチン接種の際に、接種会場にて接種者の情報を国が配布します端末等によりまして読み取ります。このことによりまして、住民の一人一人の接種履歴がワクチン接種記録システムに登録されません。

③ワクチン接種記録システムにおきまして、事前に登録しました本人情報と接種履歴を突合することによりまして、個々の市区町村の予防接種履歴データが保存されます。

④ワクチン接種記録システムにおけます記録は、これまで各市町村において管理しておりました予防接種台帳の記録とみなすことができます。

⑤市区町村は、ワクチン接種記録システムにアクセスすることによりまして、住民の居住地外での接種状況も含め、逐次で接種状況を把握することが可能となります。

⑥他の住所地からの転入者も含めまして、住民からのワクチン接種に関する問合せへの対応が可能となります。具体的な対応例としましては、接種券・接種済証の紛失・汚損等の確認、引っ越し等に伴う転入先での確認、その他の市民からの照会対応の際に、システムにて必要な情報を確認することが想定されております。

⑦国は、職域接種、これは職場の近くの診療所等において接種を受けることを指すのですが、このような場合でしたり、住民登録外地にある高齢者支援施設等で接種歴を早期に把握するため、ワクチン接種記録システムを活用することを検討しております。また、国は仮に国際的な接種証明の発行が必要になった場合には、ワクチン接種記録システムを活用することを検討しています。

⑧ワクチン接種記録システムには統計情報を出力する機能がありまして、国はワクチン接種記録システムの情報に統計処理を施しまして、ワクチン接種の進捗状況を公表することを予定しております。

ここで、予防接種会場におけます具体的な事務処理の流れを御説明いたします。ページをまたぎ恐縮ですが、本資料の13ページ、参考資料、予防接種会場における事務処理の流れを御覧ください。

①市は、13ページの下段に記載しております内容等が記載された接種券を予防接種の対象者へ発送いたします。

続きまして14ページを御覧ください。②接種券を受け取りました市民の方は、接種日時を電話等で予約しまして、③接種会場で接種券を係員へ提示いたします。④、⑤係員は受付をしまして接種券の内容を確認後、予診票を受渡します。⑥市民の方は以下の図に示すような予診票の記入を実施しまして、⑦医師により体調や持病等を確認する予診を実施いたします。

15ページを御覧ください。接種券はシールとなっております。1回目の接種を実施した場合は1回目ワクチン接種と記載された接種券のシールをはがしまして、予診票の右上の所定の位置に貼り付けをいたします。

16ページを御覧ください。接種したワクチンロットのナンバー等が記載されましたワクチン接種シールを予診票の左下の下部に貼り付けいたします。⑨市民の方がお持ちの接種券の右側が予防接種済み証となっておりますので、接種したワクチンの接種シールを接種済み証に貼り付けまして、市民の方へ接種券を返却いたします。

17ページを御覧ください。⑩市民の方は帰宅しまして、2回目以降の接種のため、また予約等を行うこととなります。

続きまして、2のデータ入力処理につきまして御説明いたします。ワクチン接種記録システムへ接種履歴を登録するためには、国から配布されるタブレットを利用しまして、接種券に記載されたOCRラインであります18けたの番号を読み取りまして、タブレットの4G回線を利用しまして、インターネット経由で接種履歴をワクチン接種記録システムに登録いたします。OCRラインの18けたの番号の内訳は、接種券番号の10けた、市町村コードの6けた、接種券種の1けた、接種回数1けたとなっております。

17ページの下部に、ワクチン接種記録システムの画面イメージを掲載しております。国から配布されましたタブレットを利用しまして、接種券のOCRラインをタブレットのカメラを利用し読み取

ります。接種履歴の登録確認画面が表示されますので、内容を確認し、登録内容に問題がなければ登録ボタンを押し、接種履歴を登録いたします。

なお、登録確認画面で登録者の氏名が表示されることになるんですが、表示されるのは、あくまで住所地において接種をした場合のみとなります。

以上が予防接種会場における事務処理の流れとなります。

それでは、ワクチン接種記録システムの利用の開始に伴う関連システムの改修について御説明させていただければと思いますので、恐れ入りますが、資料1-2の4ページにお戻りください。5番、既存システムの改修についてですが、ワクチン接種記録システムの利用開始に当たりまして、基幹系システムである行政基本台帳システム及び健康管理システムの改修が必要となります。改修の概要といたしましては、行政基本台帳システム及び健康管理システムより接種対象者の情報や接種券番号等の情報を所定のファイル形式にて出力できるよう、システム改修が必要となります。出力されるデータの項目の詳細につきましては、ページが飛んで恐縮ですが、19ページにワクチン接種記録システムとのデータ連携について（案）とございまして、接種対象者登録とありますが、団体内の宛名番号でしたりマイナンバー、氏名、生年月日、性別、券番号、転出/死亡フラグ、このような情報を登録する予定となっております。

続きまして、新しく構築されるワクチン接種記録システムについて御説明いたします。資料1-2の5ページにお戻りください。新システムの概要についてですが、ワクチン接種記録システムとは、国がミラボ社に委託しまして新たに構築するワクチン接種の記録を管理するシステムとなっております。全ての自治体は国と当該システムを利用することについて、今後同意を取り交わす予定となっております。

②機能についてですが、(ア) 情報登録機能として市区町村の宛名・予防接種履歴情報を接種記録データベースに登録する機能、(イ) 転入処理機能として接種券の番号等により接種履歴を確認する機能、(ウ) 既存予防接種台帳等への出力機能として、接種記録情報をCSVで出力する機能、(エ) 統計情報機能として接種情報に関する統計情報を出力する機能があります。

6ページを御覧ください。③利用者・管理者ですが、システムの利用者は健康福祉部の新型コロナウイルスワクチン接種対策室になります。システムの管理者は、開発・運用管理事業者であるミラボ社となります。

④保有する個人情報につきましては、団体内の宛名番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、転出、死亡、予防接種履歴情報となります。詳細な保有情報は、本資料の21から25ページにかけて、国が示しましたワクチン接種記録システムに関するデータフォーマットを御参照ください。ちょっと内容が細かいので説明は割愛させていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、資料1-2の6ページにお戻りください。⑤ワクチン接種記録システムに接続する端末についてなんですが、(ア) 特定の基幹系端末より、LGWAN経由でワクチン接種記録システムへ接続。(イ) 国が配布する接種記録入力用タブレットにより、4G回線を利用し、インターネット経由でワクチン接種記録システムへ接続。以上の2つの接続方式が国より提示されております。

⑥ファイルの更新頻度につきましては、(ア) 基幹系端末からの登録につきましては、初回登録としまして団体内の宛名番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、転出、死亡、予防接種履歴情報を初回登録いたします。また、差分の登録としまして、初回登録しました接種対象者のデータ項目に異動等があった場合、日次で異動分の更新データを登録いたします。(イ) 接種記録入力用タブレットからの

登録に関しましては、接種会場等におきまして予防接種実施者の接種券に記載されたOCRラインの読み取りを実施した場合、市町村コード、接種券番号等の情報を登録いたします。

⑦ワクチン接種記録システムの設置場所についてですが、国内のデータセンターに設置すると国から説明がされております。

⑧委託先の監督についてですが、7ページの図6、ワクチン接種記録システムの開発・運用管理事業者への監督の枠組みを御覧ください。国はワクチン接種記録システムの開発、運用、保守をミラボ社に委託しまして、業務の監督を実施いたします。国は自治体とサービス利用に関する契約等の取扱いをすることによりまして、自治体に対してワクチン接種記録システムの各機能を役務として提供いたします。ミラボ社は契約等に基づきまして、ワクチン接種記録システムを通じて市町村から提供を受けた情報の管理を行います。なお、各自治体は番号法上の委託者として、ミラボ社に対して監督等を行い、国の個人情報保護委員会は、番号法上の第三者としてミラボ社と各自治体を監督することとなります。

ここで、直前の追加資料となりまして恐縮なんですけど、令和3年3月22日付で内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より、ワクチン接種記録システムの利用開始に伴う利用規約等が提示されましたので、追加資料の御説明をさせていただければと思います。

追加資料を1ページめくっていただきまして、1ページを御覧ください。ワクチン接種記録システムを利用するためには、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項（以下「規約」という。）に同意する必要があります。

追加資料の2ページを御覧ください。特定個人情報等の取扱いについて、規約の第3条第3号におきまして、ミラボ社はワクチン接種記録システムの保守運用状況に係る報告等を市町村に提供するものとされております。

続きまして、追加資料の3ページを御覧ください。IT室の責任、ページ下段にございますが、規約の第6条におきまして、国はワクチン接種記録システムの機能の提供及び市町村の提供するタブレットにより発生する事故を原因として、市町村又は第三者に発生した損害について責任を負うものとされています。これは、システムの利用に関する障害やシステムからの個人情報の漏えいが発生する等のトラブルについては、規約第6条のただし書の場合を除きまして、国が責任を負うものとするものです。

続きまして、追加資料の6ページを御覧ください。6ページ以降では、国がミラボ社とワクチン接種記録システムの開発・運用保守委託を随意契約した理由でしたり、当該契約の契約書、仕様書の抜粋が記載されております。

続きまして、ページ進みまして追加資料の11ページを御覧ください。11ページでは4. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書がございまして、ワクチン接種記録システムはマイナンバーを取り扱うことから、特定個人情報の取扱い業務について国とミラボ社が覚書を取り交わしております。

追加資料の12ページを御覧ください。覚書では12ページ以降に特定個人情報を取り扱うに当たりまして管理体制等の報告、秘密の保持、適正な管理のための措置、再委託の制限、電磁的記録の処理又は廃棄の方法、管理状況の報告等に関する規定がされております。

短くて恐縮ですが、追加資料の説明は以上とさせていただければと思います。

恐れ入りますが、資料1-2の7ページにお戻りください。7. セキュリティ対策について御説明

いたします。

(セキュリティ対策について)

それでは、最後になります。8. ワクチン接種記録システムに個人情報ファイルを作成することにつきまして説明いたします。国がワクチン接種記録システムを新規で構築し、全ての自治体が運用のために必要な予防接種履歴情報等を登録することによりまして、全ての自治体は住民一人一人の接種状況を逐次確認できるようになります。このシステムを運用するためには、全ての自治体が接種対象者のマイナンバー・団体内の宛名番号、氏名、接種番号等の情報を登録する必要があります。接種対象者の情報をワクチン接種記録システムに登録し、内閣が配布するタブレットを利用し、接種券の情報を読み取ることによりまして、接種対象者の接種履歴を迅速かつ正確に登録することができるようになります。

接種券等の事務を速やかに、確実に実施することは、市民の方の利便性の向上につながりまして、ワクチン接種業務の効率化を図ることが期待されることから、当該システムに新たな個人情報ファイルを作成したいと考えております。

なお、接種会場等におきましてマイナンバーを利用することはありません。マイナンバーを利用する場面は、接種対象者を特定するためのバックヤード連携のためだけに利用されます。

続きまして、9. 他の市区町村へ個人情報を提供することの公益上の必要性についてですが、既存のマイナンバー制度におけます情報提供ネットワークシステムを利用しまして、予防接種履歴情報を情報連携するためには、各自治体の中間サーバー等のシステムを改修した上で、予防接種履歴情報を逐次登録する必要がありますが、既存の連携の仕組みを用いますと、中間サーバーへ情報を登録するためには、自治体によりましては数か月の時間を要してしまいます。

また、住民登録していない自治体の施設に入所する高齢者への巡回接種であったり、職域接種を実施予定であります。既存の連携の仕組みでは、住民登録地の自治体が住民登録をしていない自治体で予防接種を受けた住民の接種状況を把握することが困難となっております。

今般の新型コロナウイルスに係るワクチン接種の目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることとなっております。当該ワクチンは性質上、21日間隔で2回接種しなければならない種類のものもありますが、引越等によりまして2回の接種を異なる市町村で受ける必要がある場合や、接種券を紛失した場合等におきまして、正確な接種情報を確認しまして、迅速かつ確実に予防接種事務を遂行しなければならないため、法定受託事務である今般の予防接種事務を実施するに当たりまして、番号法第19条第15号に基づき、ワクチン接種記録システムを利用して本システムより他自治体へ予防接種履歴等の情報を提供することは、公益上高い必要性があると考えられるため、ワクチン接種記録システムを利用しまして、他の実施機関に個人情報を提供したいと考えております。

なお、個人情報の接種履歴を確認するため、本人を特定する際、マイナンバーを使用する場合は本人同意が必要となりまして、本人同意が得られない場合は、接種券の番号、都道府県、市町村、氏名、生年月日、性別等の情報によりまして、対象者の情報を特定いたします。

私からの説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、御説明いただいた内容等に関して、御質問等ございましたらお願いいたします。

【関口委員】 よろしいでしょうか。中身に入る前に前提を確認させていただきたいんですけど

も、御説明の中にありましたとおり、今回のワクチン接種記録システムは、国がミラボ社に委託してつくっていて、国の責任範囲でデータ紛失や漏えい等も国の責任であるという振り分けになっているとのことですので、国立市の責任範囲としては、既存の行政台帳システムと健康カルテからCSVファイルを出力してアップロードするところまででしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようございます。あと、タブレットの利用に当たりまして故意でしたり重大な過失があったような場合は、市の責任が問われることが可能性としては想定されます。

【関口委員】 タブレットの管理責任は国立市にありますか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようです。

【関口委員】 運用中の紛失等を含めた管理責任でしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 ええ、さようございまして、ただ、紛失等自体想定されますが、国がタブレット利用に当たり注意点の手順書を示したり、あとはコールセンターを設ける予定でして、紛失等があった場合、コールセンターに連絡することによりまして、遠隔でタブレットをロックしたりデータ消去できるよう、国も管理する予定となっております。

【関口委員】 タブレットの話はちょっと一旦置いておいて、データをアップロードするところまでが、まず個人情報のデータとしては国立市の責任範囲で、国の保存されているデータの運用管理は国の責任範囲であるとして、ワクチン接種記録システムには国立市は利用者としてのアカウントを持っているということでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようございます。

【関口委員】 それはアップロードのアカウントはもちろんだと思うんですけども、参照のアカウントもあるんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 利用に対してのアカウントとなります。そのアカウントを用いましてアップロード作業でしたり、参照を実施することができます。

【関口委員】 資料1-2の6ページのところで、接続ルートが2つ、(ア)と(イ)とあると思うんですけども、この(ア)LGWAN経由で接続するものと、(イ)のタブレットからダッシュボード経由で参照するものというのは、アカウントは一緒なんですか。(ア)のアカウントだけですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 そうですね、統計情報等がダッシュボードから参照できるという説明がされているんですが、ダッシュボードの機能につきましては、まだ詳細な情報が提示されておりませんでして、アカウント等の詳しい情報はまだ来ていないという状況になります。

【関口委員】 取りあえずは(ア)の接続でのアカウントのみ付与されるのでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようございます。

【関口委員】 なので、同じ6ページの③の(ア)の利用者のところが新型コロナウイルスワクチン接種対策室となっているのは、これは皆さんも含まれるかが分からないのでしょうか。それとも対策室に含まれているのでしょうか

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようございます。

【関口委員】 承知しました。では、そこの利用のアカウントの管理と、端末の管理と、既存システムから出力するデータをアップロードするところまでの個人情報の管理が国立市の責任になるという感じですかね、イメージとしては。責任範囲は了解しました。追加で幾つか確認させていただきた

いところがあるんですが、後ほど。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

基本的なところで、もしかしたら聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、資料1-2の10ページの上の枠囲みの7のところ、接種記録システムへのデータ登録管理を定期的に行うという御説明があったのですが、このとき予診票を使われますよね。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。

【石居会長】 予診票は一連の接種作業の中で、どこかで回収されるということですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 市内の接種会場で予防接種を実施した分につきましては、市に集まってまいります。住登外地で接種した分につきましては、国民健康保険団体連合会を通じまして一定期間後に市に戻ってくるということになりますので、住登外地で接種された方の確認作業については、一定期間後の確認になることが想定されます。

【石居会長】 ちなみに、どれぐらいの頻度で行うかというのは想定されていますか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 そうですね、現時点の想定では……。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 医療機関からも市内のものは回収しますので、1週間に1回とか定期的に、そこはちょっと検討中のところはあるんですけども。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

【関口委員】 今のところで、この突合作業のやり方をもうちょっと詳しく教えてほしいんですけど、ワクチン接種記録システムからはデータをどのように抽出して、抽出したデータは……。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 予診票があります。その18けたの番号でワクチン接種記録システムに検索をかけまして、予診票の内容とワクチン接種記録システムの登録が一致しているかという確認を。

【関口委員】 一件一件するのですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 そうですね。という想定ですね。

【関口委員】 CSV出力とかのダウンロードはせず、一件一件確認するのですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 そうですね。場合によりましては登録データをCSVとして出力する機能もございますので、状況を見まして、いずれかの方法で確認作業を行いたいと考えております。

【関口委員】 突合データでやっぱり件数が多くなってくると、出力して手元にデータが来ることってというのは出てくると思うので、それが特定個人情報を含むのかも、多分マイナンバーは含まないと思うんですけど、発生するのであれば、そこもデータの管理が必要になってくるなというふうに、先ほど伺っていて思いました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 マイナンバーというのは、システムと市町村から登録するというので、ちょっと基礎的なことを考えたんですけど、マイナンバーというのは基本的に住民基本台帳にひもづけられているんでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。

【中川委員】 ということは、利用するときに同意を取るというふうなことなんですけど、これはどういう段階で、どういう……。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 具体的な事例としましては、例えば他市で1回

目の接種を受けまして、2回目の接種を国立市で受けようと思いました。その方が接種券等を紛失されてしまって、国立市で発行するような場合、その段階で接種券を発行するに当たりまして、その方の過去の接種履歴を確認する必要があるんですが、その際に対象者を特定するためにマイナンバーを使って検索していいですかといった、そこで同意を取るということになります。ただ、原則としましては氏名や、接種券を持っていれば接種券番号でも検索できますので、あくまでもマイナンバーを使って対象者を特定するというのは、例外的な事例であると認識しております。

【中川委員】 そうですね。見ると別にマイナンバーをひもづける必要が、もともとあまり少ないような感じが……。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 そうですね。考えられる理由としましては、今回、ワクチン接種記録システムに登録するデータの中に住所の情報がございません。ですので、氏名、生年月日、性別だけでは、どうしても対象者が特定できない場合があるかと考えられます。

【中川委員】 何かマイナンバーに登録することについて、非常に強いこういう規制があるので、今回、システムに登録するという事で、国が要請してきているからというふうな、そういう仕様でやってくれということだからだと思うんですけど、お話を伺っている限りでは、マイナンバーを取り扱うことによって非常に個人情報管理が複雑化しているということと、それに比べて効率性の観点あるいは効率化の観点から、マイナンバーが使用される場面というのは非常に例外的な場面だというふうに想定されているというような観点からすると、主として国立市としてそこまで強いこういう規制を主張する必要があるのかどうか。場合によっては国に対してマイナンバーを利用しない仕様での運用のほうが望ましいというような意見を上げるというようなことも考えられるのではないかなと思ったんですけども、その辺りの検討等に関しては何かございますでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 国の説明会におきまして、マイナンバーに登録することは義務なんですかといった質問がございました。それに対しまして、国としましてはあくまでも、今回、対象者を特定するときは団体内の統合宛名番号、団体ごとの番号が対象者を検索する場合のキーとなっておりますが、この団体内の統合宛名番号というのは、団体ごとで違っている番号ですので、横串で通しますといたしますか、対象者を特定するためにマイナンバーというのは必要であるという説明でございました。このシステムを運用するためにマイナンバーというのは必要であり、全団体に登録していただくことを前提としたシステムであるという説明が国からはされております。

【中川委員】 国の立場はそうだと思うんですけども、一応この審議会としては国立市の立場というのを伺う必要があると思うんですが、国立市としてそのような国の説明に対してどのような話合いなり見解をお持ちなのか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 市内のものは宛名番号ですとか、そういったもので管理はできるんですけども、どうしても転入、転出ですとか、ほかの自治体に行ってしまった場合とか、今回、全国で全員接種していくというところがあるので、そこで転入、転出とか、ほかの自治体に動いていったときに、最終的にはバックヤードではありますけど、マイナンバーでそこを特定しているというか、管理しないとイケないので、どうしてもそこは出てくるのかなと思っているんですけども。

【中川委員】 ただ、本人同意が取れない場合には利用しないという……。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 そうです。これは例えば市民の方が転入して窓口に来たときに、その方が接種をもうしているのか、何回しているのかとか、そこを確認するとき

にはマイナンバーの同意を得て確認するのか、もしくは生年月日とか氏名とかで確認をするのかというところ。ただ、システム、データベースのところではマイナンバーでひもづけないと、宛名番号とかほかの自治体ではもちろん使っていない、違う番号になってくるので、個人の特定というところではマイナンバーが必要なのかなというところが。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 もしマイナンバーを使わないとなりますと、他団体に電話等で確認ということに、何らかの方法で特定するための確認が必要なんですけど、今般の新型コロナウイルスワクチンが消費期限といいますか、有効期限が短いもので、多数の、1億人ともいわれていますが、短期間にたくさんの市民の方に接種を実施しなければならない、このような状況を鑑みまして、迅速に対象者を特定する必要があると考えております。そのためにはマイナンバーを使って対象者を特定することは、公益性がある事業と考えております。

【中川委員】 バックヤードでの突合というんですか、接種記録等を確認する業務に当たっては、本人同意等を取ることなく、マイナンバーを用いた作業が生じるというふうに想定しているという。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 同意が取れた場合のみ、マイナンバーを使った対象者の特定をいたします。

【中川委員】 バックヤードでマイナンバーを使った突合作業をするというふうなことをおっしゃっていたような気がしたんですけど。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 バックヤードでの突合……。

【関口委員】 中川委員がおっしゃっているのは、19ページのデータでもありますけど、行政基本台帳システムからはマイナンバーを含む個人情報が出されて提供されると思うんですけど、基本は事前の同意がないんじゃないですかということなんじゃないですかね。

【中川委員】 それもあるんですけども、先ほどの説明だと、接種記録等を他市から転出、転入なさった方とか、あるいは他市に転出した方について、他市からの問合せ等があった場合にマイナンバー等を入力して、その方を特定して、この人は接種してますよ、してませんよという情報を提供するといった場合に、その方が窓口に来ていらっしゃるかどうかは別にして、他市から問合せが来たときに、本人同意がなくても使用する場面があるというようなお話をされているのかなと思ったんですけど、そういう場面はないということ。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 他市において本人同意を取っているという前提で連携がされるという認識ですので、必ずいずれかで本人同意が得られた後、マイナンバーにより連携をするというふうになります。

【中川委員】 そうすると、いずれにしろ具体的な作業の場面でマイナンバーが使われるというのは、本人同意がある場合のみということ。どこかの段階で本人同意が得られているという場面に限って利用されるということですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。対象者の接種履歴を確認する場面に当たりましては、本人同意の下、マイナンバーを使った対象者の検索、マイナンバーの利用を行うこととなります。

【中川委員】 それ以外はないのですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 基本的には、例えば予診票とかとの突合というところだと、マイナンバーは使わないで、宛名番号とか、そういったところのデータと突合するということです。なので、そこで突合するように直接マイナンバーを使用するということはないという

ことです。

【中川委員】 いや、マイナンバーを使用する場面というのが、どのような場面なのかがちょっと不明確になってしまったので、どういう場面なのか改めて説明していただきたいのですけれども、どのような場面でマイナンバーは使われる御想定ですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 接種履歴を確認するに当たりまして、画面上で本人同意を得られたという前提なんです、マイナンバーを入れましたら、それで対象者はA社のワクチンを1回接種、そのように接種履歴を確認する場面で利用することになります。

【中川委員】 そのような本人同意が得られた場合の接種履歴の確認の場面のみで、マイナンバーの使用がなされるということですね。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでありまして、接種会場等ではマイナンバーを利用することはございません。

【中川委員】 いや、そうなってくると、本人同意が得られない場合はマイナンバーを使わないで接種記録を確認する作業を行うことが想定されていると。その意味で、どこまで必要性が高いものとして想定されているのか。転出、転入の方がどれぐらいいるか、この期間内にどのぐらいの方がいらっしゃるか、想定されているのか定かではありませんが、御説明としてどうしても必要なことなのかというような。国の立場とはまた間違った国立市の立場としての御説明が、もう少しあるとよろしいのではないかとというようなことを感じました。今のは意見です。

あと、先ほどの関口委員の御質問で、私の質問を敷衍していただきましたが、特定個人情報の提供の制限のところ、同意又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、特定個人情報を人の生命、身体、財産を保護するため、必要がある場合に他機関等に提供できるというふうな規定になっていると思うのですけれども、そもそもこのシステムに登録するというのは、他機関への提供にならないんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 そちらもなりまして、そちらに関しましては国の個人情報保護委員会の見解で番号法の19条5号、委託等に基づく提供という整理がされております。

【中川委員】 19条5号というのは、頂いた資料では……。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 読み上げさせていただきます。番号法の19条5号なんです、「特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき」という規定になります。

【中川委員】 委託に当たるといいますか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 委託先との特定個人情報のやり取りをする際に適用される規定となります。

【中川委員】 誰が誰に委託しているという関係が構成されているんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 国立市がミラボ社に対してですね。国と規約を取り交わすことになるんですが、それによりまして国立市とミラボ社が委託関係になりまして、委託関係にございますので、番号法の19条5号に基づきまして提供するということになります。

【中川委員】 では、ミラボ社は国の業務ではなくて、国立市の業務を行うことになるんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。運用管理者としまして。

【中川委員】 具体的にはどのような。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 システムの運用管理となります。

【関口委員】 7ページの図ですよね。番号法上の委託者と、システム上のデータ管理者と、システム上の運用者と、非常に複雑な制度だなどと思いながら御説明を聞いていたんですけど、今の御説明を聞いて、こういう複雑なことになっているというふうに理解しました。国立市からすると、国にデータを提供して、システム運用のデータの責任も国が持つんですが、番号法上の委託者としての責任、監督責任のみ自治体に残すというようなイメージですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。

【関口委員】 すごいややこしいなと思って、ただ、同じ国の中なので、もめることもないのかもしれません。でも、法律の専門じゃないですけど難しいなと思いながら。

【中川委員】 いや、ちょっと無理がある解釈なんじゃないかなと。

【関口委員】 何かがあったときの責任の所在が非常に曖昧になりそうな気はしますが、データが漏れたときは国が責任を取ると言っているの、だったら責任取ってもらうしかないのかなっていうことですかね。

【中川委員】 そうするとやっぱり……。

【関口委員】 国立市としては、国に番号法に基づき提供をしているということでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようですね。

【関口委員】 ただ、委託管理責任を残すっていう感じですね、きっとね。すごくややこしいと思いました。

【中川委員】 皆さんお気づきのところだと思いますが、マイナンバーを使いたい、機会を伺ってつくった制度という側面が非常に大きいので、国の立場は国の立場としてありますが、先ほど来、申し上げていますように、国立市としては実際に個人情報管理している立場にあるわけですので、国立市としての立場というものを確立しておく必要があると思います。

その意味で、そのような様々な、一番法律家がやりがちで、やっちゃいけないことをやってはないかという危惧があるんですけども、そのような危惧があることを御承知の上で、国立市として今回このシステムにマイナンバーを登録することについて、正面を切ってこういう規制があるというふうなことをおっしゃるのか、それとも国から言われていて、致し方なくやる部分があるんだけど、システム管理や情報漏えい等について十分な注意が払われているものとするので、今回はマイナンバーを提供する等、様々な立ち位置があると思うので、その辺りのところを国立市としてどのようにお考えになっているのかというのを、もう少し整理していただけるとよろしいのではないかと考えています。意見ですので、御考慮ください。

【関口委員】 後で質問しようと思ったんですが、今回、諮問が11条及び12条でいただいているんですけど、今回について9条の目的外利用の諮問ではないのは、そもそもこのワクチンシステムに関する個人情報の利用とファイルの作成というのは、国立市の個人情報利用の目的としては、目的内に合致しているという前提だと理解してよろしいですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 はい。

【関口委員】 それは目的に明記されているのでしょうか。新しく名簿つくるのとシステム改修も入るといんですけど、目的内の利用であるという理解でいいんですか。どういう目的で定義されているのか、もし分かれば教えていただきたいんですけど。通常だと新しい利用の仕方があると目的外利用ということで、それも審議に上がってきたりするんですけども、今回はそういう諮問ではな

いということでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 予防接種事業ということであれば、目的内になるという認識でございます。

【関口委員】 なるほど。予防接種事業として市民の個人情報を利用するというのが目的に定義されているということですか。この次の3番の子育て支援と違って、割と細かい利用でも目的外に当たるのでと違ってというので毎回、結論がなってきたりしているのです。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 そうですね。こちらは予防接種、その事業の中で使用するということなので、はい。

【関口委員】 承知しました。そこは私も全ての目的を理解しているわけじゃないので、そういう御認識の上で事業をされているということであれば、大丈夫です。

【中村委員】 国立市は、ワクチン接種記録システムにアクセスして、何かデータをダウンロードする場面というのはあり得るんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 はい。CSVで接種履歴等をダウンロードしまして、既存のワクチン接種記録システムに取り込むことができます。今般のワクチン接種記録システムは、国の説明資料によりますと現時点では恒常的なシステムではないと。予防接種法上で5年間接種履歴を保存することとなっておりますので、5年程度は今回のワクチン接種記録システムは現存することが想定されるのですが、あくまでも恒久的なシステムではないということですので、いずれかの段階でCSVで接種履歴をはき出しまして、当市の健康管理システムに予防接種台帳としてデータを取り込むことを今後検討してまいります。

【中村委員】 ワクチン接種記録システムからダウンロードしたデータについてはどのような管理をされるんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 CSVファイルでワクチン接種記録システムからLGWAN回線を経由しまして、当市の基幹系の所定のフォルダにデータがダウンロードされることになるんですが、健康管理システムに取り込みまして、取り込んだ後は速やかに該当のデータを削除することを考えております。

【中村委員】 速やかに該当データを削除することについて、何かルールがあるんですか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 いつ取り込み作業をするのかという、まだ具体的な計画が立っておりませんが、実施する前には利用に当たって、今後、アップロードについても管理簿を作成する予定なんですが、反対のダウンロードについても、誰がいつ作業をして消去作業を確実にしたのか分かるような管理簿を整えたいと考えています。

【中村委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【関口委員】 よろしいでしょうか。先ほどの質問のところの続きになるんですが、ファイルをアップロードする際の接種記録データベースへのアクセスのアカウントは国立市の職員に割り当てられるということですが、アカウントを割り当てられる人と、台帳システム等の基幹システムのアカウントを使ってCSVを作成する人というのは、きちんと作業のログが追えるようにリンクがされていると受けとって大丈夫でしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 はい。アカウントを2つ分けることは可能でして、操作ログ等、市町村側で確認できるというお話でした。

【関口委員】 接種記録システム側の操作ログも市町村で確認が可能ということですね。不正な操作を追跡することが可能というのは、セキュリティ対策にも含まれていますか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 はい。

【関口委員】 ということは、国立市のほうでも誰が基幹システムからデータをダウンロードして、誰がアップロードした、削除がきちんと行われたかという履歴を追うことができるのでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 はい。今後、国から詳細なログの確認等、示される予定なのですが、そのような機能が備わっておると聞いております。

【関口委員】 承知しました。では、ここは大丈夫かなと思います。

あと、御説明の中で、このワクチン接種記録システムは国のシステムなので問題ないと思っているんですけども、他の機関に個人情報を提供したいというのは、他の機関とデータを結合して国立市の住民の個人情報を他の機関でも、移動した場合とか、よそで受けた場合とかということになると見れると思うんですけども、国立市としても他の自治体の住民の記録を参照することもあるかと思うんですが、そういった場合、予約券とか、参照したデータの管理というのは、他の自治体の個人情報についても国立市できちんと管理できるような手順にはなっていないのでしょうか。

【事務局】 他の自治体の接種、タブレットを使ってという……。

【関口委員】 タブレットなのか、他の機関に個人情報を提供するということが、どういう作業が全般的にあるのかは、細かくはこの書き方では分からないんですけども。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 国立の場合でいうと、国立市の窓口で転入してきた方の接種券が提出された場合、その接種券の番号等で、他市の接種履歴を参照しに行くということが提供ということになります。逆の場合ということでしたら、国立から立川に転入した場合、立川市のワクチン接種の職員の方がLGWAN経由でワクチン接種記録システムにアクセスしまして、国立の接種履歴を参照する、それが有機的結合による提供ということになります。

【関口委員】 基本的にはシステム上で提供を受けたり、されたりするだけで、国立市側で保管することはないという。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。

【関口委員】 接種券を一時的に保管することはありますか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策担当係長】 ないです。その場で見させていただくことはあるかと思うんですが、それをコピーとったり、原本を保管するということはないです。

【関口委員】 承知しました。

【岸委員】 今のおっしゃっていた例で、窓口で国立市の方が確認するために見るというのは、その方というのは、この資料1-2の6ページの上のワクチン接種対策室の方ということでしょうか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 さようでございます。

【岸委員】 限定されているということですね。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 限定されているものであります。

【岸委員】 分かりました。

【石居会長】 よろしいでしょうか。

【関口委員】 最後にすみません、タブレットのところだけ。タブレットは国から貸与されるもので、先ほど紛失時のフローを御説明いただきましたけれども、多分、タブレットの紛失とか、予期しない方が操作可能な状態で放置されるとかということはとてもよくないので、国から貸与されたタブ

レットは国立市できちんと管理する、それこそ台帳管理、所在管理というのは、手順は決められていますか。

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室主任】 まず、タブレットそのもの手順書について、国から、操作や紛失時の対応も含めた手順書が示される予定ですので、それを拝見した上で、市としての管理簿等が新たに別で作成が必要な場合であれば作成したいと考えております。

【関口委員】 国からも多分マニュアル的なものが来ると思うんですけども、現場で実務的に管理するものはきっと必要になると思いますので、管理は厳重にされたほうがいいかなと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

では、答申の取りまとめに移ってまいりたいと思います。

では、関口委員からお願いします。

【関口委員】 緊急性の高い事案ですし、大変だと思うんですけども、実施自体は問題ないかと思えます。お認めしますので、ぜひ、国とのすみ分けと連携を気をつけていただいて、国立市として守らなければいけないところをぜひお守りいただければと思います。

あと、本日分からなかったダッシュボードのところは機能が示されましたら、もし追加で必要であれば、これも上げていただければと思います。

以上です。

【石居会長】 岸委員、よろしくをお願いします。

【岸委員】 ワクチン接種を迅速に進めるという必要性は高いと、それ自体は非常によく理解できる所です。ただ、システムは非常に複雑ですので、各委員の方々が御指摘いただいたところを気をつけてやっていただければと思います。お認めしてよろしいと思います。

【石居会長】 はい、では中村委員をお願いします。

【中村委員】 必要性の高さは十分理解できました。あと、データをシステムからダウンロードした後の保管とか廃棄とかの手順については、今後、詳細な検討をお願いします。

以上です。

【石居会長】 中川委員をお願いします。

【中川委員】 必要性については非常に高いものだと思うのですが、先ほど来、お話ししましたように、マイナンバーの利用についても、非常に政治的な意図が強いものですので、軟らかい言い方をすれば、どこまでお付き合いするかというのは、また、別の立場としてあり得ると思いますので、国立市としてその辺りをきちんと切り分けてお考えいただければなと希望いたします。そのほかの点については、お認めしてよろしいのではないかと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。私も、全体としては本当に緊急性が高い案件であると思えますので、お認めするというにしたいと思えます。その上で、たくさん御意見が出ましたけれども、特に重要だと思えたのは、やはりマイナンバー利用に関する考え方を市として整理する、これは公益性があるのだというふうに国立市も言うのか、それとも、ここでマイナンバーを利用しないとシステムに参加できないために著しく不利益があるのだというふうに言うのかでは、同じことを行っても意味合いは全く違ってくると思うのです。もちろん二者択一しか答えがないわけではないと思うのですが、恐らく、きっとこういった案件は今後増えていくのではないかと思いますので、ぜひ、その辺りは国立市の主体的な考え方を整理していただくとよろしいかと思います。

あと、もう一つは、責任の所在が明確なように見えて、非常に不明確になっている仕組みなのだ

思いますので、国が責任を負うと言っているけれども、先ほどのタブレットの件ではないですが、やはり国立市としてきちんと守るべきところは守る、責任の所在がどうであれ、きちんと管理するべきところは管理するというを徹底していただきたいと思います。

その上で、お認めしたいと思います。長時間ありがとうございました。

【中川委員】 すみません、いいですか。先ほど会長がおっしゃっているときに思ったんですけれども、マイナンバーを利用する場面というのが、致し方なく、そういうシステムだからというようなことで想定はされているというようなことですが、非常に例外的な場面だというふうに市としては考えているという点については、実際の運用上もそのようにしていただけるといいのではないかなと思いますので、一つ踏み込んでいただければと思います。

【石居会長】 よろしくをお願いします。

では、以上としたいと思います。ありがとうございました。

(説明者退室)

(説明者入室)

【石居会長】 それでは、次第の(3)になりますが、国立市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第4項ただし書の規定に基づく諮問として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、国立市児童育成手当条例に規定する児童育成手当又は児童扶養手当法に規定する児童扶養手当を受給するひとり親世帯に市独自の事業としてギフトカードを支給する事業を実施するに当たって、受給者の個人情報を目的外利用すること、目的外利用及びその目的について本人に通知しないことについての諮問ということになります。

では、まず、担当課から御説明をお願いいたします。

【子育て支援課長】 (自己紹介)

【子育て支援係長】 (自己紹介) それでは、説明は私からさせていただきます。資料につきましては、資料2-2をお手元に御用意いただければと思います。

それでは、諮問事項に関する事業について御説明をいたします。まず最初、1ページ目の1、事業概要についてでございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的に厳しい状況にあるひとり親世帯と非課税の児童手当を受給するふたり親世帯にギフトカードを支給いたします。

それから、今回の事業実施の経緯と目的を少し補足させていただきます。コロナ渦による自粛などのため、外出などによる楽しむ機会が減少したということは誰しもが御認識があるかと思えます。また、コロナの影響により特にひとり親世帯などについては収入が減少した方々が大勢いらっしゃることは窓口業務などでヒアリングで実感しているところでございます。

そうした世帯の方々につきましては、支出の増大に伴う外出などに収入を充てることは大変困難であると考えております。そこで、そうした外出などにかかる費用の一助としていただくためにギフトカードを提供させていただきます。見送っていた親子で楽しむ機会、引き続き感染対策に御留意いただく前提ではございますが、例えば遊園地などの行楽施設に行ったりだとか、外食をしたりなどといった体験をしていただいて、親子関係をより円満にしてもらいたいというのが、この事業の目的でございます。

続きまして、2の諮問理由についてでございます。本事業の実施に当たりまして、児童育成手当と児童扶養手当受給者の情報を目的外利用することにより、支給を正確かつ迅速に行うことができると考えております。

なお、非課税のふたり親世帯につきましては、申請をいただきまして、本人同意により個人情報の目的外利用を行うため、条例上、諮問は不要ではございますが、本事業の支給対象であることから、参考までに今回の説明資料に記載をさせていただいております。

続きまして、3のギフトカードの支給時期などについてです。記載のとおりでございますが、2点ほど補足をさせていただきます。まず1点目、児童育成手当と児童扶養手当、それぞれについて少し説明を申し上げます。3ページを御覧ください。

児童育成手当と児童扶養手当でございますが、こちらの手当は、離婚などにより1人で子供を養育する母又は父が受給することができる手当となっております。大きな違いでございますが、児童扶養手当のほうが育成手当よりも月額の手当額は高くなっておりますが、その代わりに所得制限が厳しいという点がございます。この手当の支給の対象となる児童は、原則高等学校修了までとなっております。ただ、児童扶養手当につきましては、児童に障害がある場合は20歳まで受けられるという制度になっております。

なお、今回のギフトカード提供事業につきましては、令和3年4月1日時点でこれらの児童の父又は母に対しまして、対象の児童1人当たり1万円のギフトカードを提供するところでございます。なお、受給者によっては、育成手当と児童扶養手当、併給している方もいらっしゃいますが、今回の事業につきましては、ギフトカードは重複しての支給はいたしません。

それでは、もう一度1ページにお戻りください。3の(3)の給付額についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、児童1人当たり1万円分のギフトカードを提供いたします。

それから、今年度、私たち子育て支援課においては、幾つかの給付金事業を実施してきましたが、今回、ギフトカードを選んだ理由は、先ほど申し上げたとおり、今回の事業の目的として、ギフトカードを親子で楽しむ機会のために使っていただきたいというところがございます。

例えば現金の場合ですと、振り込んだまま、そのまま貯蓄に回ってしまったりですとか、また、光熱費などの生活費の引き落としによって消費されたりすることがあることから、今回の事業の目的を果たせないおそれがあるため、現金での支給というのは、今回は見送りさせていただきました。また、ギフトカードを提供する際は、今回の事業の目的、これを記載したメッセージを添えて送付、提供したいと考えております。

それから、ギフトカードについてですが、どのギフトカードを選択するかはまだ確定はしていませんが、なるべく多くのお店で使えるギフトカードを調達しようと考えているところでございます。

続きまして、目的外利用する個人情報についてでございます。記載のとおりでございますが、性別が必要な理由としては、対象者に同姓同名の方がいるおそれがあることから、正確に判別するためにこの情報も必要と考えております。

続きまして、2ページの5、目的外利用及びその理由について、本人に通知を行わない理由についてでございます。対象者に送付する案内文などから、国立市が児童育成手当と児童扶養手当の個人情報を利用することは、対象者が容易に推測できると考えられるため、条例の規定に基づく本人通知は行う必要がないと考えるためでございます。

最後に、3ページからの資料についてですが、児童扶養手当や児童育成手当の例規などを載せております。これらにつきましては、概ね説明させていただきましたので、改めての説明は割愛いたします。

説明は以上でございますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】 よろしいですか。本題とはちょっとずれちゃいますが、1万円なんですか。1万1,000円じゃないんですね。

【子育て支援係長】 1万円です。

【中村委員】 これ、予算規模としては、配付する総額は幾らぐらいになりそうな事業なんですか。

【子育て支援係長】 予算規模的には1,500万円程度です。

【中村委員】 ギフトカードは、それでごめんなさい、どういう方法で送るんですか。

【子育て支援係長】 簡易書留で、郵送で送る予定でございます。

【中村委員】 表の見方を教えてください。資料の3ページ目の下の所得制限額、これは何か具体的にどこかの制度を当てはめて説明していただけると助かるんですけども。

【子育て支援係長】 分かりました。そうしたら、児童育成手当の税法上の扶養親族の数が0人のところ、3,604千円のところで御説明を申し上げますと、まず、児童育成手当、児童扶養手当もそうなんですけれども、所得制限が課せられております。所得制限というのが、税法上の扶養親族によって変わってきます。一番左側が税法上の扶養親族の数となっております。例えば児童育成手当を受けているお母様が扶養を誰もとっていないという場合であれば、ここに書いてある360万4,000円、この所得以下であれば、児童育成手当が受給できますというルールになっておりまして、反対にこれを超えてしまうと、児童育成手当は支給対象外となってございます。

【中村委員】 右の児童扶養手当、本人という欄と配偶者及び扶養義務者という欄が2つに分かれているのは、これはどういう意味なんですか。

【子育て支援係長】 御説明申し上げます。児童扶養手当というのが、まず、本人と一緒に住んでいる扶養義務者、こちらの方々についても所得を見るような制度となっております。

【中村委員】 本人というのは誰のことなんですか。

【子育て支援係長】 例えば子どものお母さん。

【中村委員】 お母さん。

【子育て支援係長】 そうですね。お母さん、又は父です。児童扶養手当というのが、所得制限が2段階制になっていまして、全部支給の場合ですと、扶養親族が0人のところの本人の全部支給の490千円のところを見ていただければと思うんですけども、父又は母の所得が490千円未満であれば、1の上の表に支給月額があると思うんですが、ここの全部支給という金額を月額受け取れます。ただ、この490千円を超えると、そこで直ちに手当月額0円とはならず、ここの490千円から右の1,920千円、この間で所得に応じて、また、上の1の表の支給月額、一部支給が43,150円から10,180円という記載があるかと思うんですけども、ここの間で変動していくということになっていきます。

ただ、これは扶養義務者、一緒に住んでいる御親族の方も所得を見る制度になっておりまして、例えば本人の所得が所得制限の中で納まっても、一緒に住んでいる、例えばおじい様、おばあ様がここに記載してある所得以上であると、児童扶養手当については手当の支給対象外となる制度でございます。

【中村委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

では、本当に基本的なことですけども、先ほど御説明の中で、育成手当を受給されている方と児

童扶養手当を受給されている方は、今回は重複してギフトカードをお送りすることはしないということだったのですけれども、この辺の突き合わせというか、作業というのはわりと負担なくできるものなんでしょうか。

【子育て支援係長】 そうですね。容易にできると思っております。

【中川委員】 11ページの資料5と書かれているところ、この文章を事前にお送りするのでしょうか。

【子育て支援係長】 そうです。

【中川委員】 上のがみ文の、障害手当を除きますという括弧書きの部分、この趣旨について説明していただきたいんですけども。

【子育て支援係長】 児童育成手当というのが、育成手当というのと障害手当と2区分に分かれるところなんです。育成手当というのは、ひとり親であれば受給できる手当、障害手当というのは、ふたり親であっても、お子様に障害があれば受けられるという手当となつてございますので、今回はひとり親支援というところでやってございますので、障害手当のみを受給している世帯については対象外としますと、そういう趣旨で書かせていただいております。

【中川委員】 障害を有するお子さんが、ひとり親の場合には……。

【子育て支援係長】 それでしたら育成手当を受けていただいて、それは対象となります。

【中川委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。では、答申の取りまとめに移りたいと思います。では、今度は中川委員からお願いします。

【中川委員】 お認めしてよろしいかと思ひます。

【中村委員】 はい。よろしいかと思ひます。

【岸委員】 私もお認めしてよろしいと思ひます。

【関口委員】 よろしいかと思ひます。

【石居会長】 私もお認めしてよろしいかと思ひますので、このままお進めいただけたらと思ひます。ありがとうございます。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。

【子育て支援係長】 ありがとうございます。

(説明者退室)

【石居会長】 それでは、次第の(4)になりますが、個人情報取扱業務登録(変更)の報告についてということで、お願いいたします。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務登録の届出について報告申し上げます。資料3-1からになります。

3-1につきましては、前々回センシティブ情報の取扱いについて諮問してお認めいただきました。パートナーシップ制度の実施に伴う登録ということになります。説明は省略させていただきます。

続きまして、資料3-2から資料3-4までにつきましては、いずれもしょうがいしゃ支援課による事業で、廻りの登録となります。

資料3-2でございますが、障害者就労支援事業でございます。業務の内容でございますが、職業相談、就職準備支援等、就労面の支援、それから、健康管理、金銭管理等、生活面の支援を行うもので、事業を効果的に実施するため、裏面に記載の個人情報を取り扱っているものでございます。

続きまして、資料3-3、障害者職場体験型実習でございます。業務の内容といたしましては、市における障害者の職場体験実習、職員の障害者就労に対する理解の促進、作業指導員の育成ということになっております。こちらにつきましても、業務の効果的な実施のため、裏面に記載の個人情報を取り扱っているものでございます。

続きまして、資料3-4、しょうがいしゃチャレンジ雇用事業でございます。業務の内容といたしましては、登録簿に記載のとおりとなります。収集目的については、事業を効果的に実施するため、また、会計年度任用職員として任用するため、裏面に記載の個人情報を取り扱っているものでございます。

業務登録につきましては、以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

【中村委員】 1点よろしいですか。3-1の2ページ目の保存期間が5年というところと永年保存の両方に丸がついているのは何か意味があるんですか。

【事務局】 これは情報の種類によって、どれがどれというふうには確認はしておりませんが、種類によって、年限が異なっているものかと存じます。

【事務局】 追加で補足させていただきます。こちらはパートナー関係が続いている間につきましては永年で保存しておりまして、パートナー関係が解消された後には解消後5年間保存となっております。

【中村委員】 理解いたしました。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

では、続いて次第の(5)個人情報目的外利用等届出についての御報告をお願いいたします。

【事務局】 資料4でございます。子育て支援課の児童手当等の事業でございます。実施機関内の目的外利用となります。地方税法の規定に基づきまして、地方税の調査のため、児童手当の受給の有無及び支給予定額等を収納課に提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

【関口委員】 すみません、今日、1件目の諮問のときに、御担当より事務局の方のほうがいいかもしれないなと思ったんですけれども、目的外利用のどこまでが目的の範囲で、どこからが目的外か、各業務課によってお考えが違う、2件目の子育て支援では、コロナによる子育て支援は、同じようにひとり親世帯の支援事業として3件ぐらい目的外の諮問をしていると思うんですけれども、そのように細かく諮問をするのと、1件目とかは明らかに行政台帳として住民票として登録しているようなものを、別のワクチンに流用するようなイメージに見えたけれども、目的外利用には当たらないとか、何か見解は統一されていたりするんですか。

【事務局】 まず、予防接種ですが、情報が行政基本台帳システムというもので管理している情報となりまして、ベースは住民基本台帳と、それから、住民登録外の住民というものになるんですが、その行政基本につきましては、そもそもの目的が行政事務、様々な事務事業を行っておりますが、ここで利用する、本当にベースになる情報となります。

【関口委員】 国立市の中の行政事務という意味ではおっしゃるとおりだと思うんですけれども、今回のような国の事業に提供する場合は、目的外利用はいろいろ前からありますけれども、外部に提

供するものというのは、そういう目的も定められている。

【事務局】 今回の予防接種事業につきましては、実施主体はあくまで市ということに……。

【関口委員】 個人情報自体は国が管理する、さっきもあったワクチン接種記録システムにアップロードするじゃないですか。多分、事業自体は国立市で実際にワクチンの接種とかはすると思うんですけども、データ提供という意味ですね。

【事務局】 そこはあくまでも行政基本データの目的としては、国立市に限らず、いわゆる行政目的のためという、わりと広くカバーするものです。

【関口委員】 では、この点は、これは目的内の利用だというのは、個人情報保護審議会事務局とかとも事前にお話した上で進めていたりするんですか、内部的に。

【事務局】 そうですねといいますか、全体の考え方として、行政基本はそういう使い方をするものという認識で統一はされております。

【関口委員】 認識が合っていて、本当に国立市として定めた目的の中で利用していますということであれば全然いいと思ってるんですけども、何か諮問を受けていて分からなかったので、申し訳ありません。ありがとうございます。

【中村委員】 こういう意味で目的外なんですというのは、一言説明があってもいいと思いますけどね。

【関口委員】 目的外だと、多分、目的外で利用していいでしょうかという諮問が上がってくるはずだけど、今日のお話だと目的内の利用なので、そういうことではないですというお話だと……。

【中村委員】 ああ、そうか。だから、書かない。

【関口委員】 そうです。なので、結構広い目的という中で運用されているんだなと思ったので、こういう目的で個人情報を国立市が持っている、こういう目的で使っていますという大方針は、もちろん市としてあると思っていて、その捉え方が行政課によって認識が異なっているようだと、運用の強度に差が出たりするなと思ったので、そこがちゃんと行政課によっても統一された、市の共通見解で運用されているということであれば問題ないかなと思ったんですけども、今日は2件がちょっと極端だったので、あれ？ と思ったものですから。

【中村委員】 収集目的はこれですと、その範囲内に収まりますと。収集目的はこれです、その範囲外なんですというのは、明記されていてもいいかもしれませんね。

【関口委員】 そうですね。範囲外だと、多分、諮問を受けてこういうのが出てくるはずなんですけど、ちょっと私も分からなかったのです。

【岸委員】 書いてあったほうが分かりやすいですね。

【中村委員】 分かりやすいですね。

【事務局】 そこは最初に業務登録するときに、こういう目的でこういう情報を収集しますというところになりますので、そこが原則としてはベースになるかと。

【岸委員】 登録のときがベースですと。

【関口委員】 国立市のホームページとかにもたまに出ていますか。

【事務局】 ホームページですか。

【関口委員】 市民に向けてはどこにどういう目的でうたわれているのかなと思って。

【岸委員】 こういう登録目的で、こういう情報を収集しましたみたいな一覧がば一つとあって、我々はそれを探してみたいな。

【事務局】 業務登録については、登録の際に公表しているのと、あとは情報公開コーナーがあるんですけども、そちらで閲覧できるようにはなっています。

【関口委員】 すみません、ちょっと探してみます。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

では、これで（５）まで終了いたしました、（６）その他はございますでしょうか。

【事務局】 議題としてはこちらで終了なんですが、４月１日付けの人事異動の内示がございまして、担当の主任が情報管理課から転出することになりましたので、御挨拶を。

【文書法制係主任】 （挨拶）

【事務局】 ありがとうございます。次回日程なんですが、一応、諮問予定はあるんですけども、５月以降となるかと思っておりますので、また改めて日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【石居会長】 では、今日はここまでということで、皆様ありがとうございました。

— 了 —